

相続税・贈与税関係

令和5年度改正後の 暦年課税と相続時精算課税

1 はじめに

令和5年度の税制改正では高齢世代の資産の早期の世代間移転を促進し、資産移転の時期の選択について中立的な税制を構築する目的から贈与税・相続税の見直しが図られ、令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産については改正後の制度が適用されている。

令和6年1月1日以降に贈与を行う顧客には、相続時精算課税の適用の有無についての説明と選択が必要となることから、見直しの確認と選択の参考となるケースについて検討を行う。

2 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

相続時精算課税を選択した受贈者は令和6年1月1日以後1年間に特定贈与者から贈与により取得した財産については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価額から基礎控除額110万円を控除することができる。

この110万円を控除した残額が累計で2,500万円を超えたときに20%の税率を乗じて贈与税額を算出する。

なお、相続時精算課税による贈与が1年間で110万円以下であれば贈与税の申告は不要となる。相続時には特定時贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額から基礎控除額を控除した残額を、その特定贈与者の相続税の課税価格に加算する。

3 暦年課税における相続前贈与の加算期間の見直し

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続開始前7年以内に被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算する。ただし、延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算されない。

4 ケース別の検討（現金の贈与を前提）

①毎年110万円の贈与

相続時精算課税による贈与の場合は、特定贈与者からの贈与が年間110万円以下であれば贈与税の申告も納税も不要であり、特定贈与者の相続時の相続財産にも加算されない。

暦年課税による贈与の場合は、加算対象期間に贈与を受けた財産の価額が基礎控除110万円以下であったとしても相続財産に加算されるため相続時精算課税を選択するほうが有利となる。

②毎年210万円の贈与

相続時精算課税による贈与の場合は、①と同様に基礎控除額については相続財産に加算不要であり、110万円を超えた金額の累計が2,500万円までは毎年の贈与税も納税不要であるため暦年課税に比べて有利になるが、7年間を超えてそれ以前の贈与が全額加算されなくなった

後には暦年課税による贈与が有利となってくる。

現在の相続財産が預金1億円で子3人に毎年210万円を贈与するケースでは暦年課税を適用した場合の贈与税と相続税の合計額が相続時精算課税を適用した場合を下回るのは14年後であった。

③毎年610万円の贈与

①、②のケースと同様に当初7年間は相続時精算課税による贈与が有利となるが、7年間を超えると加算不要となる金額が増えていくため暦年課税が有利となる。

現在の相続財産が預金3億円で子3人に毎年610万円を贈与するケースでは暦年課税を適用した場合の贈与税と相続税の合計額が相続時精算課税を適用した場合を下回るのは9年後であった。

5 おわりに

顧客の状況に合わせて複数の試算を行ったが、相続時精算課税の選択を勧められるのは、毎年の贈与税が110万円以下の場合と7年以内に相続開始の可能性が高い場合であった。なお、選択初年度の贈与金額が110万円以下の場合には贈与を受けた年の翌年3月15日までに相続時精算課税選択届出書のみを提出することになる。

右山研究グループ
税理士 宮家 一浩